東日本大震災復興特別区域法案の概要 [国土交通省関係]

1. 制度の趣旨

東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興を推進するため、区域限定で規制・制度の特例や支援を実施する復興特区制度等を創設する。

2. 基本的な仕組み

(1)復興特別区域

「復興特別区域」とは、復興推進計画の区域、復興整備計画の 区域及び復興交付金事業計画の区域をいう。

(2)基本方針

国は、復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し 必要な事項を内容とする基本的な指針を定める。

(3)復興特別区域における特別措置

①復興推進計画

〇趣旨

個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画 〇効果

市町村が作成し、国が認定することにより、規制、手続の特例、 税制上の特例等が適用される。

国土交通省関係の主な措置

- 一公営住宅等の入居者資格・財産処分制限・使途制限の特例
- 一応急仮設建築物の存続期間の延長の特例
- 用途規制の緩和の特例
- ー他の水利使用に従属する小水力発電の許認可手続きの簡素 化
- 一税制上の特例

〇国と地方の協議会

国と地方は、県の区域ごとに、復興推進計画に係る復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができ、協議会の会議において協議が調った事項について、協議会の構成員は、尊重義務を負う。

②復興整備計画

〇趣旨

土地利用の再編等による復興整備事業を迅速に行うための特例許可、手続のワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例を受けるための計画。

〇効果

市町村が単独で又は都道府県と共同して、協議会での協議等を経た上で作成。計画の策定·公表により、以下の土地利用再編手続の一元化等に係る特別措置の対象となる。

- 事業に必要な許可基準の緩和、許可手続のワンストップ処理
- -被災地の実態に即した事業手法の整備(住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業の創設等)
- 事業の迅速・円滑な実施のための措置(所有者の所在不明土 地等への立入等の特例等)

③復興交付金事業計画

〇趣旨

著しい被害を受けた地域の復興に必要な交付金事業に関する 計画。

〇効果

市町村が単独で、又は都道府県と共同して作成し、国に提出。 国は予算の範囲内で復興交付金を交付する。